

第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン策定等支援業務仕様書

1 業務名

第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン策定等支援業務

2 目的

平成26年3月に内閣府より環境モデル都市に選定され、環境モデル都市の取組みを第1期5年間にわたって推進してきたところであるが、その取組み成果を踏まえ、更に発展させるべく、新たに第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン（以下、「新アクションプラン」という。）を策定するにあたって必要な業務を委託することにより、温室効果ガスの大幅な排出削減とともに、先進的な住宅都市としてのブランドを向上し、市民生活に新たな価値を創造することによって、市民・事業者・行政の協創で築く低炭素循環型の住宅都市の創出に資する。

3 履行場所

生駒市

4 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日

ただし、新アクションプラン素案（以下、「素案」という。）の作成については、平成30年12月末日までとします。また、新アクションプランの公表は3月中を予定しています。

5 業務内容

新アクションプランの策定に必要な次の業務を行うものとする。

なお、計画策定に当たっては、国の示す構成のイメージによるとともに、現在の「生駒市環境モデル都市アクションプラン（以下、「現アクションプラン」という。）」の内容を把握し、発展させた上で、平成30年度策定予定の生駒市環境基本計画、その他関連計画と整合を図るものとする。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）としても位置付けることから、当該計画の要件を満たすものとする。

(1) 素案の作成

① 現状分析

- ・ 温室効果ガスの排出実態等
※市が保有する既存データを可能な限り活用すること。
- ・ 関係する既存の行政計画との関係

② 温室効果ガスの削減目標等の設定

- ・ 既存資料等による生駒市の自然環境、生活環境、社会環境等の現状調査並びに各種資料等に基づく市域の環境特性の把握・分析
- ・ 市域の温室効果ガス排出量の算定等
- ・ 中期取組方針及び長期取組方針
※削減目標の達成に向けた中期取組方針及び長期取組方針の考え方を記述し、素案全体の枠組みについて提案すること。
- ・ フォローアップの方法
※提案全体の進捗について、定期的な温室効果ガスの排出状況の把握、それを踏まえた取組の見直し等フォローアップの方法及び体制について提案すること。
- ・ 取組実施による副次的効果
※取組の実施による期待される地域活力の創出などについて提案すること。

③ 温室効果ガスの削減に向けた取組内容の策定

- ・ 取組方針の策定
- ・ 5年以内に具体化する取組に関する事項の検討
※取組ごとに取組の内容（概要）、実施主体、実施時期、温室効果ガスの削減見込み及び排出部門について整理すること。
- ・ 取組体制についての検討
※取組の実施にあたって、地域住民等との連携、大学等研究機関及び地元企業等の知的資源の活用及び連携について提案すること。

④ 素案の参考資料の作成

- ・ 部門別の削減量の見込みと根拠
- ・ 取組内容詳細個票
※国の定める様式により作成すること。

⑤ その他資料の作成

- ・ 素案作成の過程において国により実施されるヒアリング等に必要な資料等の作成。

(2) 環境モデル都市の推進組織の運営支援

素案の作成及び具体的な取組みの推進に関する検討並びに環境モデル都市の進捗状況の検証等を行う推進組織「環境モデル都市推進協議会」の運営支援。

① 推進組織の会議（2回程度）への出席

② 推進組織の会議資料の作成補助

(3) 環境モデル都市の実施に向けた関連事業の推進補助業務

現アクションプラン及び素案に掲げる事業その他環境モデル都市の実施に向けた関連事業を具体的に推進するための体制の構築・情報収集・提案、関係者との折衝及び資料作成等の補助業務の実施。

6 成果品

(1) 第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン素案

・本編 ・概要版

(2) 業務報告書

上記成果品については、本市が指定する電子データ（アドビ システムズ社のPDF、マイクロソフト社のワード等）をCD-Rその他電子記憶媒体に保存して提出すること。

なお、成果品納入後であっても、業務内容及び成果品について、問い合わせ、その他の対応を求めることがある。

7 その他留意事項

(1) 受託者は、本仕様書及び本委託契約に基づき生駒市地域活力創生部環境モデル都市推進課と綿密に連絡を取り、その指示等に従い誠実に業務を遂行しなければならない。

(2) 本委託契約等に関する協議や各種打ち合わせに要する経費は、受託者の負担とする。

(3) 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(4) この業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は、発注者に帰属するものとする。

(5) 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。